

# 令和2年第2回豊頃町議会定例会会議録（第1号）

令和2年6月11日（木曜日）

## ◎議事日程

日程第 1		会議録署名議員の指名
日程第 2		会期の決定
日程第 3	委員会報告第4号	議会運営委員会所掌事務調査結果報告
日程第 4	報告第1号	繰越明許費繰越計算書 (令和元年度豊頃町一般会計予算)
日程第 5	議案第35号	豊頃町国民健康保険条例の一部改正
日程第 6	議案第29号	令和2年度豊頃町一般会計補正予算（第2号）
日程第 7	議案第30号	令和2年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算 (第1号)
日程第 8	議案第31号	令和2年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第1号）
日程第 9	議案第32号	豊頃町税条例の一部改正
日程第10	議案第33号	豊頃町国民健康保険税条例の一部改正
日程第11	議案第34号	豊頃町後期高齢者医療に関する条例の一部改正
日程第12	議案第36号	豊頃町介護保険条例の一部改正
日程第13	議案第37号	豊頃町営住宅の設置及び管理条例の一部改正
日程第14	議案第38号	豊頃町特定公共賃貸住宅の設置及び管理条例の一部改正
日程第15	議案第39号	豊頃町地域優良賃貸住宅の設置及び管理条例の一部改正
日程第16	議案第40号	工事請負契約の締結
日程第17	同意案第3号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第18	同意案第4号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第19	同意案第5号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第20	同意案第6号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第21	同意案第7号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第22	同意案第8号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第23	同意案第9号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第24	同意案第10号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第25	同意案第11号	豊頃町農業委員会委員の任命

日程第26	同意案第12号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第27	同意案第13号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第28	同意案第14号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第29	同意案第15号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第30	同意案第16号	豊頃町農業委員会委員の任命
日程第31		請願の委員会付託
日程第32		陳情の委員会付託
日程第33		休会の議決

◎出席議員（8名）

1番 石田 貢 君	2番 小笠原 茂 人 君
3番 坂口 尚 示 君	4番 岩 井 明 君
5番 杉野 好 行 君	7番 大 谷 友 則 君
8番 中村 純 也 君	9番 藤 田 博 規 君

◎欠席議員（1名）

6番 大崎 英 樹 君

◎地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	宮 口 孝 君
副 町 長	菅 原 裕 一 君
教 育 長	山 本 芳 博 君
農 業 委 員 会 長	井 下 睦 男 君
代 表 監 査 委 員	山 口 浩 司 君
総 務 課 長	熊 谷 雅 美 君
企 画 課 長	按 田 武 君
住 民 課 長	渡 辺 良 英 君
福 祉 課 長	下 重 博 光 君
子 育 て 支 援 所 長	千 葉 孝 二 君
産 業 課 長	岩 城 光 洋 君
商 工 観 光 課 長	鎚 木 政 洋 君
施 設 課 長	越 谷 光 裕 君
会 計 管 理 者	須 藤 裕 子 君
農 委 事 務 局 長	神 義 宏 君
教 委 教 育 課 長	山 田 良 則 君

消 防 署 長 波 多 野 明 君

◎職務のために議場に出席した者の職氏名

事 務 局 長 中 川 直 幸 君

庶 務 係 長 鈴 木 典 和 君

午前10時00分 開議

◎ 開会宣告

- 藤田議長 ただいまから、令和2年第2回豊頃町議会定例会を開会します。

◎ 開議宣告

- 藤田議長 これから、本日の会議を開きます。  
本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◎ 諸般の報告

- 藤田議長 議事に入る前に、諸般の報告を行います。  
事務局長に諸般の報告をさせます。  
中川事務局長。
- 中川事務局長 諸般の報告を申し上げます。  
6番大崎議員から、本日の会議を欠席する旨の届出がありましたので、御報告いたします。  
議会事務局報告につきましては、お手元に配付のとおりであります。  
次に、監査委員より令和2年2月から令和2年4月までの例月現金出納検査報告書の提出がありました。  
なお、報告書は、お手元に配付のとおりであります。  
また、教育委員会より令和元年度豊頃町教育事務執行の点検・評価報告書の提出がありました。報告書につきましてもお手元に配付のとおりでございますので、御覧をいただきたいと思えます。  
以上です。
- 藤田議長 これで、諸般の報告を終わります。

◎ 行政報告

- 藤田議長 次に、町長から行政報告の申出がありましたので、これを許します。  
宮口町長。
- 宮口町長 令和2年第2回豊頃町議会定例会行政報告を申し上げます。  
初めに、新型コロナウイルス感染症への対応についてであります。  
新型コロナウイルス感染症につきましては、既に報道機関などで御案内のとおりですが、なかなか終息の兆しが見えず、4月16日には北海道は特に重点的に対策を進める必要がある「特定警戒都道府県」に指定されたところであります。

本町におきましては、緊急事態宣言が出されたことを受け、小中学校の臨時休業、公共施設の休館、諸行事等の中止及びマスクを保育所、小中学校、高齢者などに配付し感染拡大の防止に向けた取組を行ってきたところであり、幸い現在一人の感染者も出ておりません。

また、この間マスク不足などから各団体、企業などから御支援御協力をいただきましたことを心から感謝と御礼を申し上げます。

こうした状況を踏まえ、国は児童手当を受給する世帯への臨時特別給付金や、町民一人一人への特別定額給付金の支給を決定し、本町は一日も早く町民に届くよう迅速な作業に努め、十勝管内では最も早く給付業務が進み、現在は数人を残すのみとなっております。間もなく完了する予定であります。

また、本町の独自施策として、特に厳しい状況にある漁業経営体及び飲食店等にも、議会の御理解をいただき早急に支援を行ったところであります。

今後についても、徹底した感染予防対策とプレミアム付特別商品券の発行などで商工の持続と経済対策を積極的に行っていきたいと考えております。

「緊急事態宣言」は5月25日に解除されましたが、新型コロナウイルスの感染拡大は、またいつどこで発生するか予断を許さない状況であります。

町民の皆様には、国が公表した「新しい生活様式」を日常生活に取り入れていただき、お互いに大切な命を守る行動をしていただくようお願いいたします。

最後になりますが、こうした状況を踏まえ、秋に予定しております本町最大のイベント「とよころ産業まつり」を中止することにいたしました。

楽しみにして下さった皆様には、誠に申し訳ありませんが、御理解をいただくようお願い申し上げます。

以上、行政報告を終わります。

●藤田議長 これで、行政報告は終わりました。

### ◎ 会議録署名議員の指名

●藤田議長 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定によって、1番石田貢議員及び2番小笠原茂人議員を指名します。

### ◎ 会期の決定

●藤田議長 日程第2 会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、本日から6月24日までの14日間にしたいと思います。

御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、6月24日までの14日間に決定いたしました。

#### ◎ 委員会報告第4号

●藤田議長 日程第3 委員会報告第4号議会運営委員会所掌事務調査結果報告の件を議題とします。

本件について、委員長の報告を求めます。

岩井議会運営委員会副委員長。

●岩井議会運営副委員長 委員会報告第4号議会運営委員会所掌事務調査結果報告書。

本委員会の所掌事務について、調査の結果を次のとおり、会議規則第77条の規定により報告します。

記。

1、調査事件。

(1)令和2年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

2、調査期日。

令和2年6月8日。

3、調査の経過。

(1)令和2年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

令和2年6月4日招集告示のあった令和2年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項について、同月8日に委員会を開催し、会期及び会期日程等について協議を行った。

4、調査の結果。

(1)令和2年第2回豊頃町議会定例会の議会運営に関する事項。

ア、会期及び会期日程等については、6月24日を会期最終日とすることとして日程を調整した。

イ、系統議長会等からの意見書の提出要請については、令和2年第1回定例会閉会後に受理したものは1件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の委員会へ付託することなく、産業厚生常任委員長が提出者となり、他の委員が賛成者となって、定例会2日目に意見書案を提出するものとした。

ウ、請願書の取り扱いについては、令和2年第1回定例会閉会後に受理したものは1件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の産業厚生常任委員会に付託すべき

ものとした。

エ、陳情書の取り扱いについては、令和2年第1回定例会閉会後に受理したものは5件であり、本町議会の運営基準に基づき、所管の総務文教常任委員会に付託すべきもの2件、産業厚生常任委員会に付託すべきもの1件とし、その他2件については、議員配付にとどめるものとした。

オ、所管事務調査等のための各常任委員会開催については、定例会初日の6月11日に開催するよう日程を調整した。

カ、同意案第3号から第16号までの14件（豊頃町農業委員会委員の任命）については、議会運営基準に基づき、討論を省略し、簡易採決することとした。

キ、新型コロナウイルス感染症拡大防止対策として、議場入場時における手指のアルコール消毒、議場内でのマスクの着用を取り進めることとした。

以上です。

●藤田議長 これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

（ 質 疑 な し ）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、委員会報告第4号は、報告済みとします。

### ◎ 報告第1号

●藤田議長 日程第4 報告第1号繰越明許費繰越計算書（令和元年度豊頃町一般会計予算）についてを議題とします。

本件について、報告を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案書、49ページをお開きください。

報告第1号繰越明許費繰越計算書(令和元年度豊頃町一般会計予算)について説明いたします。

令和元年度豊頃町一般会計予算における翌年度に繰り越して使用することのできる繰越明許費につきましては、令和2年第1回定例会において可決いただいておりますが、令和2年5月31日、令和元年度豊頃町一般会計繰越明許費繰越計算書のとおり調整しましたので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告いたします。

繰越計算書の内容につきましては、50ページを御覧ください。

5款農林水産業費において、道営農地整備事業負担金5,290万4,000円を翌年度に繰り越すものであります。

以上、報告いたします。

- 藤田議長 報告第1号繰越明許費繰越計算書についてを審議します。

これから、質疑を行います。

質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

したがって、報告第1号は、報告済みとします。

### ◎ 議案第35号

- 藤田議長 日程第5 議案第35号豊頃町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重福祉課長。

- 下重福祉課長 議案書、7ページを御覧ください。

議案第35号豊頃町国民健康保険条例の一部改正について御説明いたします。

このたびの改正については、新型コロナウイルス感染症対策の一環として、国民健康保険被保険者のうち、健康保険法に準じた給与収入者に対し、当該被保険者が新型コロナウイルスの感染症等により休業し、事業主から十分な給与等を受けられない場合に、一定期間に限り緊急的に傷病手当金の支給をするものであります。

改正の主な内容等については、議案説明書7ページにより御説明いたします。

改正の主旨につきましては、ただいま御説明申し上げたとおりでございます。2の主な改正内容について御説明いたします。

改正内容については、条例附則として新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の支給に関する条項を新たに7項追加するものでありまして、始めに、附則第3項として、傷病手当金の支給について、被保険者が感染等により労務に服することができなくなったときに、労務に服することができなくなった日から3日を経過した日から当該労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定した日について支給する旨の規定を追加。

次に、附則第4項として、傷病手当金の額については、支給開始月以前の直近3カ月の給与等の収入合計額を勤務日数で除した額の3分の2に相当する額を支給することとし、ただし書きとして、健康保険法に規定する標準報酬月額の高等級の額を30日で除した額の3分の2を上限とする旨の規定を追加するものであります。

次に、附則第5号として、傷病手当金の支給期間の上限を最長1年6カ月とする



旨の規定を追加。

附則第6項として、給与等の全部または一部を受けることができる者については、傷病手当金を支給しないこととし、ただし書きとして、支給される給与等が附則第4項の規定により算定される額より少ない場合には、その差額を支給する旨の規定を追加。

附則第7項として、附則第6項に規定する者が同一の事由により他の保険制度により傷病手当金を受けることができるときは、支給を行わない旨の規定を追加。

附則第8項として、附則第6項に規定する者が受けるはずであった給与等の全額または一部について受けることができなくなった場合は、その全額または一部について傷病手当金を支給することとし、ただし書きとして、附則第6項の規定により、傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する旨の規定を追加。

附則第9項として、附則第8項に規定により支給した金額について、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する旨の規定を追加するものであります。

なお、附則として、施行期日は公布の日からとし、適用期間を支給開始日が令和2年1月1日から規則で定める日までの間に属する場合と定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。質疑ありませんか。

7番大谷議員。

●7番大谷議員 7番大谷です。附則第3項の疾病手当支給対象の起算日が、3日を経過した日からということになっていますが、この3日というのはどういう意味があるのですか。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 3日という日の起算方法については、感染症が疑われるかどうかということの前提で提示されているものと思いますが、国の財政支援によりまして、この3日を経過した日、つまり4日目から手当資金のほうを支給されるということになっており、他の保険制度もそのようになってございますので、それに合わせて定めさせていただいております。

●藤田議長 大谷議員。

●大谷議員 検査期間は含まれないということで、その後、検査で陽性というふうになった場合の3日後ですか。

●藤田議長 下重福祉課長。

●下重福祉課長 済みません。検査ということではなくて、疑われるということで休

業をした日から起算して3日を経過した日ということでございます。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第35号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第35号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第29号

●藤田議長 日程第6 議案第29号令和2年度豊頃町一般会計補正予算(第2号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

熊谷総務課長。

●熊谷総務課長 議案第29号令和2年度豊頃町一般会計補正予算(第2号)について御説明いたします。

補正予算書1ページを御覧ください。

第1条、歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億4,975万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ56億2,766万1,000円と定めるものであります。

補正の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書により歳出から御説明いたします。12ページをお開き願います。

なお、各款の1節から4節及び8節の補正については、人事異動等に伴う増減補正であります。

1款議会費1項議会費から、職員人件費147万5,000円を減額。

2款総務費1項総務管理費において、1目一般管理費に役場庁舎委員会室等改修工事340万円を追加。14ページ、3目財産管理費に町有地環境整備委託業務120万円を追加するなど、計3,535万7,000円を追加。6項監査委員費に管理備品46万9,000円を追加するなど、計66万7,000円を追加。

16ページ、3款民生費1項社会福祉費において、1目社会福祉総務費に臨時福祉プレミアム付商品券事業補助金返還金48万3,000円を追加するなど、計292万4,000円を追加。2項児童福祉費において、18ページ、4目児童措置費に児童手当システム改修業務40万5,000円を追加するなど、計2,300万4,000円を追加。

4款衛生費1項保健衛生費において、20ページ、6目し尿処理費に合併処理浄化槽設置整備事業補助金155万4,000円を追加するなど、計1,430万8,000円を減額。

5款農林水産業費1項農業費において、22ページ、畑作構造転換事業補助金3,609万円、強い農業・担い手づくり総合支援交付金917万7,000円を追加。3目土地改良総務費に農道・明渠維持補修費372万円を追加するなど、計4,493万7,000円を追加。3項林業費に鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業補助金308万9,000円を追加。4項水産業費に大津漁協荷捌所衛生管理改修支援事業1,400万円を追加するなど、計1,465万3,000円を追加。

24ページ、6款商工費1項商工費において、1目商工総務費に商工会運営費補助金367万4,000円、プレミアム付特別商品券発行事業補助金731万8,000円を追加するなど、計678万9,000円を追加。

7款土木費1項土木管理費から、26ページ、職員人件費など、計395万2,000円を減額。2項道路橋梁費において、1目道路橋梁維持費に礼作別線舗装補修工事440万円を追加するなど、計815万4,000円を追加。3項住宅費から職員人件費9万9,000円を減額。28ページ、4項河川費において、1目河川総務費に礼作別分線川補修工事400万円を追加するなど、計500万円を追加。5項施設費において、1目施設管理費に管理備品など、計8万円を追加。

8款消防費2項災害対策費において、1目災害対策費に防災行政無線設備デジタル化整備工事監理委託業務に460万円、北海道総合行政情報ネットワーク衛星無線回線更新整備事業負担金346万5,000円を追加するなど、計970万2,000円を追加。

30ページ、9款教育費1項教育総務費において、2目教育研究所費に社会科副読本作成委託業務16万2,000円を追加するなど、計419万4,000円を減額。2項小学校費において、2目教育振興費に小学校教育用情報機器端末等878万9,000円を追加するなど、計919万2,000円を追加。32ページ、3項中学校費において、2目教育振興費に中学校教育用情報機器端末等514万9,000円を追加。3目学校建設費に中学校改築等工事实施設計支援業務431万1,000円を追加するなど、計982万4,000円を追加。4項社会教育費において、3目図書

館費に蔵書検索システム整備委託業務 25万3,000円を追加するなど、計41万3,000円を追加。

次に、歳入につきましては8ページを御覧ください。

1款町税1項町民税に2,500万円を追加。2項固定資産税に5,500万円を追加。

10款地方交付税1項地方交付税に普通交付税128万5,000円を追加。

14款国庫支出金2項国庫補助金に公立学校情報機器整備費補助金など、計583万6,000円を追加。

15款道支出金2項道補助金に畑作構造転換事業など、計5,835万6,000円を追加。

10ページ、17款寄附金1項寄附金にふるさと振興など、計88万円を追加。

21款町債1項町債に北海道総合行政情報ネットワーク衛星無線回線更新整備事業340万円を追加。

次に、第2条地方債の補正につきましては、4ページ、第2表地方債補正を御覧ください。

既定の限度額に緊急防災・減災事業340万円を追加し、地方債の限度額の総額を9億2,650万円に改め、定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

8ページをお開きください。

1款町税。

1番石田議員。

●1番石田議員 1番石田です。

2項固定資産税1目固定資産税の現年度課税分につきましては、当初予算では事業系償却資産の評価額が減少する見込みであるということで、前年比減額しておりますが、5,500万円のこの追加については、一般財源の不足分に充てる留保財源のほかに、固定資産税が増加したものがあのかどうかお伺いいたします。

●藤田議長 渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 答弁申し上げます。

ただいま御質問ありました固定資産税についてでございますが、償却資産の事業用の償却資産について、事業者からの申告期限が1月31日までとなっていることから、当初予算段階では一定程度、例年、抑えた形の予算計上をさせていただいてござ

います。その中でも本年、太陽光発電設備等につきまして、税額にして約800万円新規分があったということと、新築の家屋分につきまして、確定した段階で、今年200万円ほどございますので、合わせて1,000万円ほど増額となっております。

●藤田議長 ほかに、質疑ありませんか。  
( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。  
10款地方交付税。  
( 質 疑 な し )

●藤田議長 14款国庫支出金。  
( 質 疑 な し )

●藤田議長 15款道支出金。  
( 質 疑 な し )

●藤田議長 17款寄附金。  
( 質 疑 な し )

●藤田議長 21款町債。  
( 質 疑 な し )

●藤田議長 歳入全般について、質疑を受けます。質疑はありませんか。  
( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。  
次に、歳出については、項ごとに質疑を受けます。  
12ページをお開きください。  
1款議会費1項議会費。  
( 質 疑 な し )

●藤田議長 2款総務費1項総務管理費。  
2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 2番小笠原でございます。  
3目財産管理費のところでございますけれども、11節の役務費。町有建物管理費のところ、それぞれ廃棄物処理費、町有地環境整備委託業務がございまして、これは多分、統内といいますか、礼作別に関係する国道の近くの廃棄物処理ではないかと思うわけですが、当初予算が260万円となっておりました。これに関わる油の処理や車両の残骸の状況、処理状況についてお伺いいたします。

●藤田議長 渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 答弁申し上げます。

初めに、役務費の廃棄物処理費60万円についてでございますが、当初予算260万円ということで、当初予定していたよりも廃棄物がかなり多量にあったため、今回補正させていただいたものでございます。御質問にございました廃油等につきましても、一括その中で処分させていただいてございますが、鉄くず等、また解体後の車両残骸等につきましては、搬送費用が発生しないよう、可能な限り関係業者に引き受けを依頼していただいているところでございます。

次に委託料の120万円でございます。こちらにつきましては、町有地の環境整備ということで予算措置させていただいておりますが、寄附歳入にあった町有地について環境整備を行うものでございまして、3箇所ほど予定しております。礼作別の箇所につきましては、町の建設業協会の地域貢献活動等による協力もありまして、敷地内の多量の雑木の伐採、草刈り、整地等を行っていただいておりますが、残る部分として、町として明渠の整備等を予定してございます。

また、今後ほかにも十弗宝町、大津地区の箇所についても整地等を行う予定でございます。

以上です。

●藤田議長 2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 例えば、その油の量としては、大体どのくらいの量、何リットルくらいあったのか。それと、車両残骸といいますか、そういったもののトン数を実際にわかったらお聞かせ願いたいのですけれども。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 ただいま担当課長から説明したのは今までの経緯でありますけれども、御案内のとおり、国道に面して非常に厳しい状況下にある中で、地元の建設業界の方々がボランティアで処理し、さらには本町に企業誘致というか、法的に基づいて捨てているごみ処理関係の業者等も、非常に積極的に協力していただきまして、本来は伐採した後、1本1本、それなりに検査をすべきですけれども、大丈夫なものやそうでないものを専門的な分野で業者の方々が区分し、相当ボランティアという形で協力していただきまして、当初思ったよりも総体的には少ない予算措置で終わったかなというふうに思っております。

したがって、今の質問による油がどのくらいというのは、私どもの手元にはございませんので、専門的な分野でそれぞれ大丈夫なもの、そうではないもの、危険なものを、ある程度工夫して、自分たちで処理していただくと。総体的に言いますと、地元の業者とそれぞれ本町に関わる、そういったごみ処理業者の方々が協力をしていただいて、きれいになったというような状況でございます。

したがって、今言った御質問、何が何本、何がどうのというのは、十分把握し

ておりません。

以上であります。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。

14ページ、6項監査委員費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 3款民生費1項社会福祉費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 2項児童福祉費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 18ページ、4款衛生費1項保健衛生費。

1番石田議員。

●1番石田議員 1番石田です。

保健衛生費の1目保健衛生総務費なのですが、感染症対策費で需用費、消耗品費と見ておりますけれども、どのようなものなのかお伺いしたいと思います。

●藤田議長 渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 答弁申し上げます。

主なものとしては、新型コロナウイルス感染症対策に要する消耗品等の購入のためでございますが、消毒用のアルコール液、ほか使い捨てビニール手袋等の消耗品と考えております。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。

20ページ、5款農林水産業費1項農業費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 3項林業費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 4項水産業費。

1番石田議員。

●1番石田議員 1目水産業総務費の水産振興事業費の14節工事請負費、大津前浜利用代替地整地工事、100万円の追加になっておりますが、当初予算で見えております整備事業補助金を今回減額しております。科目を組替えたものなのか、どうなのかお伺いをいたします。

●藤田議長 岩城産業課長。

●岩城産業課長 私のほうから答弁させていただきます。

御質問の天津前浜利用代替地整地工事につきましては、天津地区の前浜を利用して漁網等の手入れを行っております漁業者の作業用地が天津地区の防潮堤整備工事により使用できなくなるため、その代替地として天津築山避難所西側町有地に設定し、利用いただくものです。

当初予算編成時には整地のみの施行とし、天津漁協発注の簡易工事を予定しておりましたが、雪解け後に現地を再度確認したところ、代替用地が湿気っておりまして、排水対策等が必要となることから予算を増額し、既設明渠の床下げ等を含め、町発注工事とするもので、このたびの補正予算により、当初予算の漁協への補助金を減額し、新たに工事請負費として計上させていただいたものでありますので、よろしく願いいたします。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 理解をいたしました。

18節の負担金補助金及び交付金の天津漁協荷捌所衛生管理改修支援事業の事業概要についてお伺いしたいと思います。

●藤田議長 岩城産業課長。

●岩城産業課長 天津漁協荷捌所衛生管理改修支援事業につきましては、北海道の地域づくり総合交付金を受けて、天津漁協の荷捌所を改修するもので、道交付金1,000万円、豊頃、浦幌の両町及び天津漁業協同組合が各400万円負担しまして、事業費総額2,200万円で行うものでございます。

事業の詳細につきましては、荷捌所内の壁面塗装の更新と出入りロスロープを改修しまして、そのスロープへ滅菌海水を掛け流すことによりまして、洗浄効果を高め、合わせて異物混入リスクを低減させるという衛生管理型の施設改修となっております。

このことによりまして、昭和55年に整備され、これまでの間、大規模改修がされていない天津漁協の施設につきましては、長寿命化が図られるものと期待しているところでございます。

以上です。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 支援事業で1,400万円支出しておりますが、道からの補助金と町が支出する一般財源の分、合わせて1,400万円ということではよろしいのですか。



●藤田議長 岩城産業課長。

●岩城産業課長 議員のおっしゃるとおり、道の交付金1,000万円、町の補助金が400万円の合計1,400万円でございます。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。

6款商工費1項商工費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 7款土木費1項土木管理費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 2項道路橋梁費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 3項住宅費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 4項河川費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 5項施設費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 8款消防費2項災害対策費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 9款教育費1項教育総務費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 2項小学校費。

説明第1号。

山田教育課長。

●山田教育課長 説明第1号小学校教育用情報機器端末等の購入について御説明いたします。

予算説明書1ページをお開きください。

本件につきましては、令和4年度末を目標に文部科学省が補助金を交付し、推し進めておりますGIGAスクール構想による、児童生徒一人1台の端末整備について、整備目標を令和4年度末から令和2年度末に前倒しすることとした国の令和2年度補正予算が成立したことに伴い、本町においても小学校で充足していない教育用情報機器端末等を公立学校情報機器整備費補助金により購入することとして、第9款教育費に計上したものであります。

1、事業概要ですが、備品名、小学校教育用情報機器端末等。予算額、878万9,000円。備品内容であります。豊頃小学校につきましては、iPad10.2インチ、Wi-Fi32GB、60台。タブレット保管庫、1台。管理用ソフトほか一式であります。大津小学校につきましては、iPad10.2インチ、Wi-Fi32GB、10台。管理用ソフトほか一式であります。

契約の方法は、指名競争入札です。

以上でありますので、御審議くださるようよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑ありませんか。

2番小笠原議員。

●2番小笠原議員 2目教育振興費でございますけれども、ただいま説明のありました小学校の教育用情報機器端末、それから中学校の教育情報機器端末の購入についてのごとでございますけれども、豊頃小学校と大津のこの端末の導入に至りましては、予算額が878万9,000円。これは豊頃小学校の60台と10台で70台ということになりますね。豊頃中学校の端末の導入45台ということで、例えば単純に、この小学校の70台の端末を割りますと、1台が12万5,557円と。それで、中学校の端末の予算額が514万9,000円ということで、45台で割りますと、11万4,422円ということで、中学校のほうの1台端末当たりが安くなっているわけなのですけれども、この理由についてお聞きいたします。

●藤田議長 山田教育課長。

●山田教育課長 御答弁申し上げます。

それぞれiPadの機器については同額を見込んでおります。その他のタブレット保管庫につきましては、それぞれ既存の物がございまして、それで充足していない分を今回豊頃小学校と豊頃中学校につきましては入れますけれども、大津につきましては既存の物で間に合うということで入れておりません。また、管理用ソフト等につきましても、それぞれ設定等があり、またタブレットにつきますそれぞれの付属品等が若干変わっておりますので、金額が単純に割り返すと若干差が出ているというところがあります。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に進みます。

32ページ、3項中学校費。

説明第2号。

山田教育課長。

●山田教育課長 説明第2号中学校教育用情報機器端末等の購入について御説明いたします。

予算説明書2ページをお開きください。

本件につきましては、先ほど第1号小学校教育用情報機器端末等の購入についてで説明したとおり、文部科学省が補助金を交付し推し進めておりますGIGAスクール構想による児童生徒一人1台の端末整備について、国の令和2年度補正予算が成立し、整備目標が令和4年度末から2年度末に前倒しすることとなったことに伴い、本町においても中学校で充足していない教育用情報機器端末等を公立学校情報機器整備費補助金により購入することとして、第9款教育費に計上したものであります。

事業の概要ですが、備品名、中学校教育用情報機器端末等。予算額、514万9,000円。備品内容につきましては、iPad10.2インチ、Wi-Fi32GB、45台。タブレット保管庫、1台。管理用ソフトほか一式であります。

契約の方法は、指名競争入札です。

以上でありますので、御審議くださるようよろしく願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

質疑を受けます。質疑ありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 次に進みます。

4項社会教育費。

(質疑なし)

●藤田議長 歳出全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

次に、4ページ、第2表地方債補正について、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について、質疑を受けます。

質疑ありませんか。

(質疑なし)

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論ありませんか。

(討論なし)

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第29号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第29号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第25号

●藤田議長 日程第7 議案第30号令和2年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重福祉課長。

●下重福祉課長 議案第30号令和2年度豊頃町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について御説明いたします。

補正予算書35ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ210万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5億9,610万9,000円と定めるものであります。

このたびの補正につきましては、新型コロナウイルス感染症にかかる傷病手当金の支給及び特定検診受診率向上支援事業に伴うものでございます。

補正予算の主な内容につきまして、歳入歳出事項別明細書44ページ、歳出から御説明いたします。

2款保険給付費6項傷病手当金に40万円を追加。

6款保健事業費1項特定健康診査等事業費に特定健診受診率向上支援事業170万9,000円を追加するものであります。

次に、歳入につきましては、42ページを御覧ください。

3款道支出金1項道補助金に特別交付金210万9,000円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

42ページをお開きください。

3 款道支出金。質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 次に、歳出についても款ごとに質疑を受けます。

4 4 ページをお開きください。

2 款保険給付費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 6 款保健事業費。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 歳出全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

それでは、本補正予算全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第 3 0 号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 3 0 号は、原案のとおり可決されました。

1 1 時 1 0 分まで休憩をいたします。

午前 1 1 時 0 0 分 休憩

午前 1 1 時 1 0 分 再開

●藤田議長 休憩前に引き続き、会議を進めます。

### ◎ 議案第 3 1 号

●藤田議長 日程第 8 議案第 3 1 号令和 2 年度豊頃町医療施設特別会計補正予算(第 1 号) についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重福祉課長。

●下重福祉課長 議案第31号令和2年度豊頃町医療施設特別会計補正予算（第1号）について御説明いたします。

補正予算書47ページを御覧ください。

歳入歳出予算の補正は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ60万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億635万円と定めるものであります。

このたびの補正につきましては、新型コロナウイルス感染症対策に関わる歯科診療所用医療機器の購入に係るものでございます。

補正予算の内容につきましては、歳入歳出事項別明細書56ページ、歳出から御説明いたします。

3款歯科診療所費1項歯科診療所費に口腔外用吸引装置60万円を追加するものであります。

歳出に伴う歳入につきましては、54ページを御覧ください。

2款繰入金1項他会計繰入金に一般会計繰入金60万円を追加するものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。

歳入歳出事項別明細書により、歳入を款ごとに質疑を受けます。

54ページをお開きください。

2款繰入金。質疑ありませんか。

（質疑なし）

●藤田議長 次に進みます。

歳出についても款ごとに質疑を受けます。

56ページをお開きください。

3款歯科診療所費。

（質疑なし）

●藤田議長 それでは、本補正予算全般について、質疑を受けます。

質疑はありませんか。

（質疑なし）

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

（討論なし）

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第31号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第31号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第32号

●藤田議長 日程第9 議案第32号豊頃町税条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 議案第32号豊頃町税条例の一部改正についてを御説明申し上げます。

本案につきましては、別紙議案説明書により御説明をいたします。

議案説明書1ページ、説明第1号を御覧願います。

初めに、改正の主旨であります。本案につきましては、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための措置が納税者等に及ぼす影響の緩和を図るため、個人町民税における寄附金控除の拡大、住宅借入金等特別控除額の適用要件の弾力化、固定資産課税標準の特例措置の追加及び軽自動車税軽減の措置など、税制上の措置等、地方税法の一部を改正する法律等が令和2年4月30日公布されたことに伴い、本町税条例の一部を改正するものであります。

次に、主な改正内容につきまして、第1条関係分から御説明いたします。

まず初めに、附則第10条の2、第23項の改正は、固定資産税の課税標準の特例に関するもので、生産性の向上に重点的に取り組むべき業種に属する事業の用に供する家屋及び構築物について、固定資産税の課税標準となる価格を軽減する割合について、最初の3年度分に限りゼロとする規定の追加を行うものであります。

次に、附則第15条の2の改正は、軽自動車税の環境性能割の非課税に関するもので、令和2年9月30日までの間に燃費基準が一定の区分に達している自家用で乗用の3輪以上の軽自動車を取得したものに係る環境性能割の非課税となる措置の適用期限を令和3年3月31日まで延長するものであります。

次に、附則第23条の改正は、新型コロナウイルス感染症等に係る徴収猶予の特例に係る手続等に関するもので、新型コロナウイルス感染症等の影響により収入に相当

の減少があり、納税することが困難であると認める場合には、徴収を猶予できるとされ、その際の手続等についての規定の追加を行うものでございます。

以上の施行期日は公布の日であり、附則に規定しております。

次に、2ページを御覧いただきたいと思えます。

第2条関係分の改正についてであります。

附則第24条の改正は、新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例に関するもので、文化芸術・スポーツイベント等の入場料金等払戻請求権の放棄をしたもののうち、住民の福祉の増進に寄与するものとして町長が指定する行事等について寄附金控除を適用できることとする規定の追加を行うものであります。

次に、附則第25条の改正は、新型コロナウイルス感染症等に係る住宅借入金等特別税額控除の特例に関するもので、一定の居住の用に供する家屋を取得した場合は、令和15年度分までの個人の町民税について住宅ローン控除の適用を受けることができるとされておりますが、新型コロナウイルス感染症等の影響を受けて、その家屋に入居できなかった場合については、その適用期限を令和16年度分まで延長するもので、令和3年12月末入居分までが対象となります。

以上の適用期日は令和3年1月1日であります。

なお、附則といたしまして、施行期日を規定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第32号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第32号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第33号

●藤田議長 日程第10 議案第33号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正について



てを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 議案第33号豊頃町国民健康保険税条例の一部改正について御説明申し上げます。

本案につきましても、議案説明書により御説明いたします。

議案説明書3ページ、説明第2号を御覧ください。

初めに、改正の主旨であります。本案につきましては、新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止のための影響により、収入が著しく減少した被保険者等に係る国民健康保険税の減免申請の提出期限の特例に関する規定を整備するため、本町の国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

次に、改正内容についてであります。附則第14項の改正は、新型コロナウイルス感染症等の影響により減免の適用を受ける者について、納期限前7日までに申請しなければならない規定にかかわらず、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に普通徴収の納期限が設定されている国民健康保険税について減免する規定の追加であります。

施行期日は公布の日であり、附則に規定しております。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

3番坂口議員。

●3番坂口議員 3番坂口です。

ただいま説明の中で、著しく減少という言葉が出たのですけれども、この著しく減収というのはどの程度なのかお答え願います。

●藤田議長 渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 答弁申し上げます。

事業収入等が前年の3割以上の減収が見込まれる世帯となっております。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第33号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第33号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第34号

●藤田議長 日程第11 議案第34号豊頃町後期高齢者医療に関する条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重福祉課長。

●下重福祉課長 議案書5ページ、議案第34号豊頃町後期高齢者医療に関する条例の一部改正について御説明いたします。

このたびの改正については、後期高齢者医療制度において新型コロナウイルス感染症対策の一環として傷病手当金を支給することになったことから、本町において、その申請書の受付事務を行うこととして所要の改正を行うものであります。

改正の内容につきまして、議案説明書5ページにより御説明いたします。

後期高齢者医療に関して、豊頃町において行う事務について規定する条例第2条中、第8号を第9号とし、第7号の次に第8号として傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付に関する事項を追加するものでございます。

なお、附則として施行期日につきましては、公布の日からと定めるものであります。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑はありますか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありますか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第34号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第34号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 議案第36号

●藤田議長 日程第12 議案第36号豊頃町介護保険条例の一部改正についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

下重福祉課長。

●下重福祉課長 議案書11ページ、議案第36号豊頃町介護保険条例の一部改正について御説明いたします。

このたびの改正については、所得の少ない第1号被保険者に対しての介護保険料の軽減措置を強化するために、国の介護保険法施行令などの一部改正に伴う改正と合わせて、新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した第1号被保険者に係る保険料の減免に関し、所要の改正を行うものであります。

主な改正内容等については、議案説明書9ページにより御説明いたします。

改正の主旨につきましては、ただいま御説明申し上げたとおりでございます。

改正の主な内容については、適用期日順に御説明させていただきます。

初めに、附則第7条につきましては、新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免の特例でございます。新型コロナウイルス感染症及びその蔓延防止等の措置により、第1号被保険者の生計を維持する方が新型コロナウイルスに感染したり、またはその影響により収入が減少したりした場合に、令和2年2月1日から令和3年3月31日までの間に納期限のある保険料を減免することとし、その要件の緩和と申請期限について弾力的に対応できる旨の規定を追加するもので、適用期日につきましては、令和2年2月1日であります。

次に、第2条に規定する保険料率の改正、所得の少ない方の保険料率の改正につきましては、条例第2条第4項中、令和元年度から令和2年度までの各年度におけるを令和2年度に改め、また同項第1号中2万1,800円から1万7,500円に、同項第2号中3万2,600円から2万9,100円に、同項第3号中4万2,200円から4万700円に、それぞれ減額付加することとして改めるもので適用期日につきましては、令和2年4月1日でございます。

なお、附則といたしまして、第1条に施行期日及び適用期日を、第2条に改正後の保険料率については、令和2年度の保険料について適用する旨、規定してございます。

以上でありますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第36号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第36号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第37号、議案第38号及び議案第39号

●藤田議長 日程第13 議案第37号豊頃町営住宅の設置及び管理条例の一部改正について、日程第14 議案第38号豊頃町特定公共賃貸住宅の設置及び管理条例の一部改正について及び日程第15 議案第39号豊頃町地域優良賃貸住宅の設置及び管理条例の一部改正についての3件を一括議題とします。

議案第37号、議案第38号及び議案第39号の3件について、一括して提案理由の説明を求めます。

越谷施設課長。

●越谷施設課長 議案書13ページから17ページ、議案第37号豊頃町営住宅の設置及び管理条例の一部改正について、議案第38号豊頃町特定公共賃貸住宅の設置及び管理条例の一部改正について、議案第39号豊頃町地域優良賃貸住宅の設置及び管理条例の一部改正について、一括して御説明いたします。

この3件につきましては、令和2年4月1日の民法改正に伴い、個人根保証契約に限度額の設定が必要となるなど、債権関係の規定の見直しにより保証人の保護に関する改正が行われたことによるものであります。

議案説明書にて御説明いたします。議案説明書11ページから15ページを御参照願います。

説明第6号第11条及び説明第7号及び第8号第10条の各第1項入居決定者と同程度以上の収入を有する者で町長が適当と認める町内に居住する連帯保証人2名の連署するを、緊急時における連絡先を記載したに改め、続いて説明第6号第11条第3

項及び説明第8号第10条第3項を削除し、以降の各号をそれぞれ繰り上げするものであります。

また、11ページ、説明第6号第17条及び第44条中の第11条第5項を第11条第4項に、15ページ、説明第8号第13条中の第10条第5項を第10条第4項にそれぞれ改めるものであります。

附則として、この条例はそれぞれ公布の日から施行するものであります。

以上でありますので、御審議のほどよろしくお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

議案第37号豊頃町営住宅の設置及び管理条例の一部改正についてを審議します。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

1番石田議員。

●1番石田議員 1番石田です。

今回の改正によりまして、緊急時における連絡先とありますが、この緊急時というのはどういう場合を想定されているのかお伺いします。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 御答弁申し上げます。

本人と連絡が取れない場合等を想定しております。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 本人と連絡が取れない場合とは、例えば災害時ですとか、本人の生活状況によって不在期間が多くなったとか、そういう場合が想定されるということなのでしょうか。

●藤田議長 越谷施設課長。

●越谷施設課長 御答弁申し上げます。

今、議員のおっしゃったとおり、災害時ですとか、本人に電話等をして連絡がつかない場合の連絡先と考えております。

●藤田議長 石田議員。

●1番石田議員 今回の民法の改正によりまして、今後連帯保証人を取らないという改正だと思いますが、現在まで連帯保証人が、それぞれ契約書の中に付されておりました。

家賃滞納時における連帯保証人というのは、やはり一定の効果があったのではないかなというふうに思いますけれども、今後連帯保証人を付さないということになりますと、家賃収める意欲と申しますか、そういうものが多少なりとも失われていくのではないかなというふうに思います。

そこで、連帯保証人の代わりとなるような、担保の確保が家賃滞納者に歯止めをか

けるといいますか、家賃滞納しないように、一定の効果があるものが必要ではないかと思いますが、その辺の考え方についてお伺いします。

●藤田議長 宮口町長。

●宮口町長 私ども特に土地、住宅等の賃貸は連帯保証人を付けて書類を提出するのが現状であります。しかし、今まで連帯保証人が責任を持った例が全くなく、合わせて民法上でも、それから一般でも連帯保証人の連帯というのは債権者と同じ能力というか債権を持ちますので、つまり入っている方が払わない場合については連帯保証人に払う義務も課せられていると。こういった厳しい状況は払うべきだということで、国もそういう指導をし、保証人というのは連帯保証人と違って、ご存知のとおり本人が払わないと言え保証人も無視できるような形になっております。

ただ、住宅を空け、全く連絡が取れないという場合もあるし、病気などに罹って連絡が取れない、いろいろなことが想定されるものですから、できるだけ、その方と身近な方で連絡が取れるような方を記入していただければ、有事の際についてはその方に連絡すると。家賃並びに生活状況もある程度連絡できるものですから。

特に公営住宅の滞納者については、大体厳しい環境状況に置かれていることが多いのですが、今後できるだけ行政としてもサービスの一環、または行政、福祉の一環として、そういう形をしなくてはならないというふうに思っております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 これで質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第37号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第37号は、原案のとおり可決されました。

議案第38号豊頃町特定公共賃貸住宅の設置及び管理条例の一部改正についてを議題とします。

これから質疑を行います。質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第38号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第38号は原案のとおり可決されました。

議案第39号豊頃町地域優良賃貸住宅の設置及び管理条例の一部改正についてを審議します。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第39号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第39号は、原案のとおり可決されました。

#### ◎ 議案第40号

●藤田議長 日程第16 議案第40号工事請負契約の締結についてを議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 議案第40号工事請負契約の締結について御説明申し上げます。

このたび、下水道中央監視制御施設電気設備更新工事の請負契約を締結することについて、豊頃町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、予定価格が5,000万円以上であることから、議会の議決を求め

るものであります。

- 1、工事名。下水道中央監視制御施設電気設備更新工事。
- 2、契約の方法。指名競争入札であり、5月20日に執行しております。
- 3、契約の金額。1億1,638万円。うち消費税等相当額1,058万円。
- 4、契約の相手方。帯広市西2条南38丁目4番14号。川岸電設株式会社。代表取締役、北健介。

以上でございますので、よろしく御審議くださるようお願いいたします。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから質疑を受けます。質疑ありませんか。

1番石田議員。

●1番石田議員 1番石田です。

この工事における工期についてお伺いしたいと思います。

●藤田議長 渡辺住民課長。

●渡辺住民課長 答弁申し上げます。

工期についてでございますが、令和2年契約日から令和3年1月29日までとなっております。

以上です。

●藤田議長 ほかに質疑ありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 これで、質疑を終わります。

これから、討論を行います。討論はありませんか。

( 討 論 な し )

●藤田議長 討論なしと認めます。

これから、議案第40号を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第40号は、原案のとおり可決されました。

### ◎ 同意案第3号から同意案第16号

●藤田議長 日程第17 同意案第3号豊頃町農業委員の任命から、日程第30 同意案第16号豊頃町農業委員会委員の任命について14件を一括議題とします。

同意案第3号から同意案第16号までの14件について、一括して提出者の説明を



求めます。

宮口町長。

●宮口町長 同意案第3号から同意案第16号まで、豊頃町農業委員会委員の任命について、一括して御説明申し上げます。

本案は、現在の農業委員の皆様が7月19日をもって任期満了となることから、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるものであります。

提案する方につきましては、同意案第3号、住所は豊頃町牛首別113番地1。氏名は熊野信夫氏であります。

同意案第4号、住所は豊頃町牛首別249番地1。氏名は松崎文一氏であります。

同意案第5号、住所は豊頃町十弗237番地2。氏名は山崎仁志氏であります。

同意案第6号、住所は豊頃町長節747番地。氏名は井下睦男氏であります。

同意案第7号、住所は豊頃町背負270番地。氏名は門茂子氏であります。

同意案第8号、住所は豊頃町茂岩末広町117番地。氏名は山田雅江氏であります。

同意案第9号、住所は豊頃町北栄372番地。氏名は川口亜矢子氏であります。

同意案第10号、住所は豊頃町幌岡184番地3。氏名は相澤和幸氏であります。

同意案第11号、住所は豊頃町北栄334番地地先。氏名は村上浩保氏であります。

同意案第12号、住所は豊頃町礼作別75番地。氏名は泉信之氏であります。

同意案第13号、住所は豊頃町二宮2601番地1。氏名は根本篤和氏であります。

同意案第14号、住所は豊頃町二宮3354番地。氏名は遠藤秀徳氏であります。

同意案第15号、住所は豊頃町農野牛1474番地2。氏名は河崎正己氏であります。

同意案第16号、住所は豊頃町豊頃705番地3。氏名は加島富浩氏であります。

なお、山田氏につきましては、農業者ではありませんが、農業委員会で事務職員としての経験を有しており、農業委員会の所掌に属する事項に関し、利害関係のない方を法の規定に基づいて提案するものであります。

以上、14件であります。一括提案させていただきましたので、よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

●藤田議長 説明が終わりました。

これから、同意案第3号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。

質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

お諮りします。

同意案第3号から同意案第16号までの14件については、人事案件につき討論を省略したいと思います。

御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第3号から同意案第16号までの14件については、討論を省略することに決定しました。

これから、同意案第3号を採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第3号は、同意することに決定しました。

同意案第4号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。

質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第4号を採決します。

お諮りします。

本案は、これに同意することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第4号は、同意することに決定しました。

同意案第5号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。

質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第5号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第5号は、同意することに決定しました。  
同意案第6号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第6号を採決します。  
お諮りします。  
本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第6号は、同意することに決定しました。  
同意案第7号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第7号を採決します。  
お諮りします。  
本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第7号は、同意することに決定しました。  
同意案第8号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

- 藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第8号を採決します。  
お諮りします。  
本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

- 藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第8号は、同意することに決定しました。  
同意案第9号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。

質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第9号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第9号は、同意することに決定しました。

同意案第10号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。

質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第10号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第10号は、同意することに決定しました。

同意案第11号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。

質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第11号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第11号は、同意することに決定しました。

同意案第12号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。

質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第12号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第12号は、同意することに決定しました。

同意案第13号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。

質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第13号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第13号は、同意することに決定しました。

同意案第14号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。

質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第14号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第14号は、同意することに決定しました。

同意案第15号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。

質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第15号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第15号は、同意することに決定しました。  
同意案第16号豊頃町農業委員会委員の任命について質疑を行います。  
質疑はありませんか。

( 質 疑 な し )

●藤田議長 質疑なしと認めます。

これから、同意案第16号を採決します。

お諮りします。

本件は、これに同意することに御異議ありませんか。

( 異 議 な し )

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、同意案第16号は、同意することに決定しました。

#### ◎ 請願の委員会付託

●藤田議長 日程第31 請願の委員会付託を行います。

本日までに受理した請願は、お手元に配付しました請願文書表のとおりです。請願文書表を職員に朗読させます。

中川事務局長。

●中川事務局長 請願文書表。

受理番号1、受理年月日、令和2年5月28日。件名、新たな「食料・農業・農村基本計画」における農村振興の強化を求める請願書。請願者の住所及び氏名、豊頃町中央若葉町12番地、豊頃町農政協議会執行委員長、前田精一。紹介議員の氏名、豊頃町議会、小笠原茂人議員。付託委員会、産業厚生常任委員会。

以上です。

●藤田議長 ただいま朗読しました請願については、請願文書表のとおり、所管の常任委員会に付託し、審査することにします。

#### ◎ 陳情の委員会付託

●藤田議長 日程第32 陳情の委員会付託を行います。

本日までに受理した陳情は、お手元に配付しました陳情文書表のとおりです。

陳情文書表を職員に朗読させます。

中川事務局長。

●中川事務局長 陳情文書表。

受理番号5、受理年月日令和2年5月15日。件名、地方財政の充実・強化を求める陳情。陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町125番地、連合北海道豊頃地区連

合会、会長、篠原竜大。付託委員会、総務文教常任委員会。

受理番号6、受理年月日令和2年5月15日。件名、「子どもの貧困」解消など教育予算確保・拡充と就学保障、義務教育費国庫負担制度堅持・負担率1/2への復元、教職員の超勤・多忙化解消・「30人以下学級」の実現に向けた陳情。陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町125番地、連合北海道豊頃地区連合会、会長、篠原竜大。付託委員会、総務文教常任委員会。

受理番号7、受理年月日令和2年5月15日。件名、2020年度北海道最低賃金改正等に関する陳情。陳情者の住所及び氏名、豊頃町茂岩本町125番地、連合北海道豊頃地区連合会、会長、篠原竜大。付託委員会、産業厚生常任委員会。

以上です。

●藤田議長 ただいま朗読しました陳情については、陳情文書表のとおり所管の常任委員会に付託し、審査することにします。

### ◎ 休会の議決

●藤田議長 日程第33 休会の議決の件を議題とします。

お諮りします。

議事の都合により、6月12日から同月22日までの11日間、休会としたいと思います。

御異議ありませんか。

(異議なし)

●藤田議長 異議なしと認めます。

したがって、6月12日から同月22日までの11日間、休会することに決定しました。

### ◎ 散会宣告

●藤田議長 以上で、本日の日程は、全て終了しました。

本日は、これで散会します。

午前11時59分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

議 長

署名議員

署名議員